

会員企業の皆様へ

2010年度
織商連PL団体保険ご案内

日本織物中央卸商業組合連合会

概要

1. 保険契約者 日本織物中央卸商業組合連合会
2. 加入資格者 日本織物中央卸商業組合連合会傘下の会員組合所属企業に限ります。
3. 被保険者 ご加入された日本織物中央卸商業組合連合会傘下の会員組合所属企業
(保険による補償の対象者) (以下「会員会社」といいます。)
*販売子会社、製造子会社等については、別途保険料をお支払いいただいた上で被保険者に追加することができますのでご相談ください。
*この保険は日本織物中央卸商業組合連合会が保険契約者となる団体契約です。
4. 対象製品 ご加入された会員会社（被保険者）が製造・輸入または販売する国内向け織物・繊維・雑貨類等とします。
*製造会社・輸入部門等がある場合は別途ご連絡ください。また、これ以外の製品がある場合も別途ご連絡頂ければ対象製品に入れることができます。
5. 保険期間 2010年7月1日午後4時より2011年7月1日午後4時まで1年間
6. 保険適用地域 日本国内（日本国内で発生した事故が対象となります。）
7. てん補限度額 てん補限度額は、対人、対物共通の1事故の支払限度額です。また、同時にこのてん補限度額は、保険期間中の総支払限度額になります。
次の3通りの中からご選択下さい。
◎A. 対人・対物共通1年間の保険金額 1億円
◎B. " " 2億円
◎C. " " 3億円
8. 免責金額 1万円（1事故につき）
9. 保険の申込 新規申込の場合は『加入申込票』、必要事項をご記入の上、連合会事務局宛てご郵送またはFAXにてご返送ください。追って保険料を請求させていただきます。7月1日からの保険対象となる場合には、6月29日までに保険料のお支払いが条件となります。
10. その他 保険期間中途においても保険加入はできます。その場合お申込み頂いた日の属する翌月の初日を始期、2011年7月1日を終期とし、短期率にて算出した保険料をお支払いいただきます。
11. 引受保険会社及び代理店
取扱代理店 株式会社エムアイカード（担当）米田
TEL03-5273-6540 FAX03-5273-6536

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第三部第三課（担当）白髪(しらが)
TEL03-3259-3990 FAX03-3291-4684
12. お問い合わせ・ご質問等連絡先
日本織物卸商業組合連合会 担当＝鶴飼
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-6 TEL03-3663-2101 FAX03-3661-5430

保 険 料 (掛金・年間保険料)

対人・対物共通保険金額 売上金額	1億円	2億円	3億円
1億円以上 1億円未満の場合	3,110 円	4,000 円	4,610 円
2億円 // 2億円以上 3億円未満の場合	6,210	8,000	9,220
3億円 // 3億円以上 4億円未満の場合	12,410	15,990	18,430
4億円 // 4億円以上 5億円未満の場合	15,830	20,390	23,500
5億円 // 5億円以上 6億円未満の場合	19,250	24,780	28,570
6億円 // 6億円以上 7億円未満の場合	22,660	29,190	33,640
7億円 // 7億円以上 8億円未満の場合	24,580	31,660	36,500
8億円 // 8億円以上 9億円未満の場合	26,500	34,150	39,360
9億円 // 9億円以上 10億円未満の場合	28,430	36,610	42,210
10億円 // 10億円以上 11億円未満の場合	30,350	39,100	45,060
11億円 // 11億円以上 12億円未満の場合	32,270	41,570	47,930
12億円 // 12億円以上 13億円未満の場合	33,900	43,650	50,320
13億円 // 13億円以上 14億円未満の場合	35,500	45,730	52,730
14億円 // 14億円以上 15億円未満の場合	37,130	47,810	55,110
15億円 // 15億円以上 16億円未満の場合	38,730	49,890	57,510
16億円 // 16億円以上 17億円未満の場合	40,350	51,970	59,910
17億円 // 17億円以上 18億円未満の場合	41,970	54,040	62,310
18億円 // 18億円以上 19億円未満の場合	43,570	56,120	64,710
19億円 // 19億円以上 20億円未満の場合	45,190	58,200	67,090
20億円 // 20億円以上 25億円未満の場合	46,800	60,280	69,500
25億円 // 25億円以上 30億円未満の場合	48,420	62,360	71,890
30億円 // 30億円以上 35億円未満の場合	56,490	72,750	83,870
35億円 // 35億円以上 40億円未満の場合	64,560	83,140	95,850
40億円 // 40億円以上 45億円未満の場合	68,900	88,730	102,310
45億円 // 45億円以上 50億円未満の場合	73,250	94,340	108,760
50億円 // 50億円以上 60億円未満の場合	77,600	99,940	115,220
60億円 // 60億円以上 70億円未満の場合	81,930	105,520	121,660
70億円 // 70億円以上 80億円未満の場合	90,620	116,720	134,570
80億円 // 80億円以上 90億円未満の場合	99,320	127,910	147,470
90億円 // 90億円以上 100億円未満の場合	108,010	139,100	160,370
100億円 // 100億円以上 150億円未満の場合	114,220	147,090	169,590
150億円 // 150億円以上 200億円未満の場合	120,420	155,090	178,800
200億円 // 200億円以上 300億円未満の場合	151,460	195,060	224,890
300億円 // 300億円以上	182,500	235,040	270,970
300億円以上	238,360	306,980	353,930

*保険料は『加入申込票』に記入された最近の決算期の売上金額に応じて算出致します。

この保険の特色と概要

1. この保険の特色と対象となる損害

(1)この保険の特色

①保険金は、被保険者である企業に支払われます。

②対象製品の製造日、販売日にかかわらず初年度契約の保険期間始期日以後に事故(注)が発生し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に保険金をお支払いいたします。

(注)事故日は被害者が身体障害・財物損壊を負った時点をいいます。

(2)対象となる損害

被保険者である会員企業が製造販売した製品の欠陥によって、他人の身体に傷害を負わせたり、他人の財物を壊した場合に、その法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金が支払われます。

2. 支払われる保険金

(1)法律上の損害賠償責任に基づいて支払う賠償金(てん補限度額がお支払限度となります。)

(2)裁判費用・弁護士費用等の争訟費用

(3)引受保険会社が被保険者に代わって賠償請求の解決にあたる場合に、協力のために被保険者が直接要した費用

(4)(被害者の応急手当など)緊急措置に要した費用

(5)損害の拡大防止・軽減に要した費用

(6)権利の保全・行使に要した費用

上記については、緊急措置に要した費用を除き、事前に引受保険会社より同意を得る必要があります。

3. 支払の対象とならない主な損害

- (1) 他人との間に結んだ損害賠償に関する契約により加重された損害賠償責任
- (2) 対象生産物の損壊自体(対象生産物自体の使用不能損害を含みます。)の損害
- (3) 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、売買もしくは引渡した生産物に起因する損害
- (4) 保険期間開始前にすでに発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故
- (5) 被保険者が正当な理由がなく生産物の回収を怠った場合に、その後発生した同一原因の事故に起因する損害
- (6) 欠陥またはその疑いのある生産物の回収、検査、修理、交換に要する費用及びそれらに起因する賠償損害
- (7) 生産物または仕事の結果が所期の性能を発揮しないことによる賠償責任
- (8) 対象生産物が不良品を製造したことによる賠償責任
- (9) 対象生産物が原料、材料として使用された製品が損壊したことに対する賠償責任
- (10) 保険契約締結時、被保険者が保険期間開始前に発生した原因または事由により保険期間開始後に損害賠償請求のなされることを知っていた場合、もしくは過失によってこれを知らなかった場合には、その原因または事由によって生じた損害賠償

など

4. 事故発生時などの対応について

- (1) 貴社が損害賠償請求を提起されるおそれのある事故または事由が発生したことを知った場合、もしくは損害賠償の請求又は通知があった場合は、直ちに取扱代理店または引受保険会社まで次の事項をご連絡ください。
 - ・ 貴社名、連絡先(保険担当窓口および事故対応窓口) ・ 事故又は事由発生の日時、場所、原因、状況
 - ・ 被害者の氏名、連絡先、年齢、性別 ・ 損害賠償の請求を受けたときは、その内容

- (2) この保険では保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行うサービスはございませんが、幅広く以下のような事故対応のお手伝いを致します。

(具体例)

① 事故対応全般にわたる専門的アドバイス、ノウハウ提供

事故発生時 被害者のお見舞い時には、後日責任の有無、損害賠償額の打合せをすることとして、安易に責任を認めることなく「お見舞い」を強調する。お見舞い時、あるいは出来るだけ早い段階に次の事項を確認する。

- 事故原因の詳細⇒ユーザーの使用ミスはなかったか

他社製品の介在、施工業者のミスはなかったか

- 損害状況の把握⇒写真撮影、図面作成等

*被害が大きく、把握が困難な場合は損害鑑定人を引受保険会社より派遣します。

賠償責任の有無の判断 事故原因が製品の欠陥によるものかどうか、ユーザー・第三者の責任はなかったかどうか、欠陥と事故の因果関係等について引受保険会社からのコメントを作成します。

損害額の確定・算定 被害者より提出された損害請求が妥当なものであるかどうか、引受保険会社からのコメントを作成します。

② 示談への援助・支援

被害者と最終的な賠償額(示談金・和解金を含む)を決定される際、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。

③ 保険会社顧問弁護士の活用・紹介

事故の規模が大きい場合、被害者との交渉・訴訟が困難な場合等については引受保険会社にご相談ください。保険会社顧問弁護士より意見・指導等致します。また、被保険者と引受保険会社のご相談の上、必要であれば訴訟に対応する保険会社顧問弁護士をご紹介します。なお、弁護士費用(訴訟費用を含む)は保険でカバーされます。

④ PL 防御組織への援助・支援

加入会社内にPL 防御組織が設置された場合、引受保険会社のリスクコンサルティング部門より運営面・技術面での援助・支援を行います。

5. 事故発生時の当連合会の対応について

当連合会は団体保険斡旋、紹介、加入依頼書の取りまとめ、団体加入手続き及び保険料の集金だけを行います。したがって、団体生産物賠償責任保険制度加入後、訴訟などのトラブルが起きた場合の損害賠償請求者との対応は

ご加入された会員会社と引受保険会社の間で行っていただき、当連合会としては関与いたしませんのでご承知おきください。

6. ご加入内容に変更が生じた場合について

ご加入後に下記の事実が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または事務局にその内容をご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた損害については保険金をお支払いできないことがあります。

- ご住所の変更など、加入証に記載された事項の変更
- この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険をご契約したとき

7. 保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて（平成18年4月改正）

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご加入者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、ご加入者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

8. 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査およびの履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受けの審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

詳細については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

9. その他

- (1) ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約（特約条項）によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約（特約条項）をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- (2) ご加入申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、この書面に記載の事項につき、被保険者にも必ずご説明ください。
- (3) ご加入の際は、加入申込票の記入内容を再度ご確認ください。ご加入申込人および被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に引受保険会社に重要な事項についてお申し出いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります）。加入申込票に記入された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、ご加入の内容と補償の範囲が重なる他の保険契約がある場合は必ずお申し出ください。
- (4) 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店にお申込みいただいて有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(新 規)

団体 P L 保険加入申込票
—— 国内生産物賠償責任保険 ——

日本織物中央卸商業組合連合会 御中
(FAX 03-3661-5430)

下記の通り国内生産物賠償責任保険の加入を申込します。

加入会社名 代表者名	印 個人情報の取扱いに同意のうえ加入を依頼します。		
住所・電話	〒 — TEL — — FAX — —		
担 当 者		役職・部署	

1. 保険期間 2010年7月1日午後4時より2011年7月1日午後4時までの1年間

2. てん補限度額 (いずれかに○印を付けて下さい)

- A. 対人・対物共通1年間の保険金額 1億円
B. " 2億円
C. " 3億円

3. 現在把握可能な最近の会計年度 (1年間) の期間・売上高をご記入下さい

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで1年間

① 織物・繊維・雑貨類等の売上高 _____ 千円 *必ず千円単位でご記入ください

② 上記以外製品の売上高 _____ 千円 *必ず千円単位でご記入ください

(製品名及び売上高)

* 申告内容 (例: 売上高が実際の数値と異なっているなど) が不適切な場合は保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。